

職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告書

(骨子案)

1 はじめに

平成 17 年、労働安全衛生法が改正され、法令で定める化学物質について、その危険有害性情報を国連勧告(GHS)に基づいて分類し、同情報を表示(ラベル)や文書(MSDS)で提供する取組みがわが国に定着しつつあるところであるが、化学物質による業務上疾病が毎年 200～300 件前後程度(休業 4 日以上)発生しており、その発生状況をみると、容器等への危険有害性の表示等により事業者・労働者に化学物質の危険有害性情報が伝達されていれば防ぐことができたものが少なくない。また、一日(8時間)のばく露量でみると健康影響のリスクが小さい作業であっても、現行の作業環境測定の手法では過度に有害な作業場に評価され、設備についての過剰な改善等が求められるおそれがある場合があるなど、リスクに基づいた規制への見直しとさらに一層の自主管理の促進の必要性が指摘されている。

このような状況に加え、平成 14 年の持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)において国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)を取りまとめることとされ、これを達成するため「世界行動計画」(平成 18 年 2 月提案)が示されたところであるが、同計画の平成 18 年 2 月に提案された「世界行動計画」に示された項目を踏まえつつ、上述の課題に対応するため、職場における化学物質管理のあり方について検討を行った。

2 現状

(1) 災害発生状況

- ア 化学物質(危険物、有害物)に起因する労働災害が、年間 600 件～700 件程度発生している。
- イ 化学物質に起因する業務上疾病は年間 200 件～300 件程度発生しており、そのうち 1/4 が特別則の規制対象外物質によるもの(業務上疾病調べ)であり、MSDS の交付対象物質以外による災害も少なからず発生している。また、新規化学物質の届出数は 10 年前の 2 倍の水準(約 ~~1500~~1300 件/年)に達しており、職場で使用される危険有害な化学物質の種類が増加している。

(2) 危険有害性情報の伝達に関する状況

- ア わが国の労働安全衛生法令では 100 物質をラベル表示の対象とし、640 物質を MSDS 交付の対象としているように、情報伝達の対象となる物質は限定されている。他方、欧州の「化学品の分類、表示、包装に関する規則」(CLP 規則)では

全ての危険有害な化学物質を情報提供の対象としている。

- イ 化学物質による中毒等の労働災害は、業種別には製造業のみならず多様な業種で発生している。特にサービス業等においては、化学物質の危険有害性について十分認識せず、労働者への教育もなされずに災害が発生しているケースが見受けられる。事業場の規模別では、中小規模事業場で多く発生している。
- ウ 危険有害な化学物質の容器等に表示がなかったため労働者の不安全な取扱いを誘発したと思われる災害が年間 30 件程度(注:休業日数に関わらず、中毒災害として報告を受け監督署が災害調査を実施したもの)発生している。現行規制では譲渡提供時に容器等への名称、取扱い上の注意等を記載したラベル表示は義務付けられているが、工場等において労働者が直接取り扱う容器等については、表示は義務付けられていない。

(3) 事業場が行う化学物質リスクアセスメントを取り巻く状況

- ア 厚生労働省の労働環境調査報告では、有害な化学物質を扱っている事業所のうち化学物質に関するリスクアセスメントを実施しているとの回答 43.0%であった。この実施率は、事業場の規模が小さいほど低い傾向があり、サービス業においても低い状況となっている。化学物質についてのリスクアセスメントの実施率が低い(43%)。事業場の規模が小さいほど低い傾向がある(労働環境調査報告:厚労省)。
- イ リスクアセスメントについてのアンケート調査で1/4の事業場が「実施するに当たって十分な知識を有する人材がいらない又は不足している」と回答し、次いで「時間がない」、「よく分からない」との回答が多い(中央労働災害防止協会調べ)。(中災防調べ)。
- ウ 他方、欧州を中心に、MSDS に記載されている情報の一部や事業場での取扱い状況の概要をコンピュータソフトに入力すると、自動的に夫まか簡易なリスクアセスメントを実施する、より簡便なリスクアセスメント手法が開発され、事業場に導入されているところである。

(4) CO中毒、一部の特に有害な屋外作業での中毒災害の状況

- ア 化学物質による中毒災害をみると、発電機等の内燃機関、外食産業や食料品製造業の厨房施設から発生する一酸化炭素(CO)による中毒災害が年間約 40 件程度(注:休業日数に関わらず、中毒災害として報告を受け監督署が災害調査を実施したもの)多く発生しており、物質別にみるとCOは化学物質による中毒災害全体の約30%を占めている。このような状況の中、鉄鋼業においては、CO センサーを労働者に着用させる自主的な取り組みにより、CO 中毒の大幅な減少を達成している。

3 職場における化学物質管理のあり方

(1) 危険有害性情報の提供の促進

化学物質管理の原点は、その化学物質の危険有害性の情報を把握することであり、GHS分類により危険有害とされるすべての化学物質(以下「すべての危険有害な化学物質」という。)についての危険有害性情報は、すべての関係者に伝達され、有効に活用される必要がある。なければならない。

このため、職場においては、次の方向で職場における化学物質管理の危険有害情報の提供と活用を推進する必要がある。

ア すべての危険有害な化学物質についての情報提供を確立

- 職場において使用されるすべての危険有害な化学物質について、GHS 国連勧告が示すように、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及び MSDS による危険有害性情報の提供制度を確立する必要がある。
- 製造業のみならずサービス産業等のすべての業種において、労働者自身が取り扱うすべての危険有害な化学物質について情報を認識することにより、職場における化学物質の安全な取扱いが促進されることが期待される。
- ILO170号条約(日本未批准)では、事業者は化学物質にラベル等を付し、労働者にその危険有害性情報を提供する責任があり、労働者はその物質名、危険有害性情報等を知る権利があると定めている。

イ 譲渡提供時の情報伝達とその活用

- 当面、国は、すべての危険有害な化学物質の譲渡提供時の情報提供の確立を推進することとし、表示・MSDS の交付対象物質を法令のリストに追加することについては、対象物質についてのみ情報を伝達すればよいと受け止められるおそれがあること等も踏まえ、情報提供制度の浸透状況を踏まえつつ、必要に応じ検討していくべきである。対象物質を法令で指定して追加することについては、対象物質についてのみ情報を伝達すればよいと受け止められるおそれがあること等の問題を踏まえ、引き続き慎重に検討する必要がある。

ウ 事業場内で使用する容器への名称等の表示

- 化学物質に起因する労働災害の防止を図るためには、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対する情報提供の確立と併せて、小分けした化学物質を直接取扱う労働者等に情報を提供することが必要であることから、事業場内で使用する容器等への名称等をの表示する取組を定着させる制度を導入する必要がある。
- 事業場内における表示制度の導入に当たっては、職場に存在する化学物質の種類等の状況、取り扱う労働者の化学物質についての知識レベル、容器の大きさ等の物理的制約、過剰な情報の記載による情報伝達効果の低下などに十分配慮し、代替措置を認めるなど一定の柔軟性をもたせる必要がある。
- 事業場内表示制度の円滑な導入のため、国は、表示制度の指針、通達、パンフレット等により、表示制度の趣旨を踏まえた望ましい表示のあり方、代替措置を含め最低限実施すべき措置を示すべき。また、事業者への研修等の

支援が必要望ましい。

エ 労働者教育の充実

- 提供される情報について、GHS に基づく絵表示の意味等を労働者が理解しないと情報伝達が行われたことにはならない。化学物質の危険有害性、表示の内容、情報の活用方法等について、管理者と労働者の双方に対する教育の内容を充実することが必要望ましい。

オ 普及のための仕組みの構築

- 化学物質の危険有害性情報の伝達・活用の促進のためには、労働者教育の充実だけでなく、GHSの普及やMSDSの活用・教育に関する仕組み及びインフラ整備等も進める必要がある。

カ 作業環境測定の結果の労働者への周知

- !
- 現行規制では、作業環境測定の結果については労働者が自らの作業環境の状況、作業環境改善の必要性、改善の計画等についてを知りたいと思っても容易に確認できる仕組みとなっていない。このため労働者が健康障害を受け
る可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがあるとの指摘があるため、測定結果を労働者へ周知する必要がある。

- 周知方法は作業場への掲示やファイルの備え付け等によることとし、その内容は作業環境の評価結果(管理区分)とする方向で検討する。
- この取組みにより、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること、労働者の保護具着用等、作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。
- ただし、測定の結果第2管理区分又は第3管理区分となり、作業環境の改善が必要となる場合については、衛生委員会での調査審議や労働者からの意見聴取をしつつ今後の対応を検討し、対処方針も関係労働者に伝達する必要がある。
- なお、「空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する勧告」(ILO156号勧告1977年)ILO156号勧告(1977年)はにおいても、労働者は作業環境測定の結果を知る機会が与えられるべきこととしている。

キ 作業環境測定の結果を踏まえた労働衛生管理の推進

- 労働衛生管理については、作業環境測定の結果を踏まえ化学物質管理の現状と問題点を明確にしつつ、衛生委員会による調査審議等を通じ、一層推進する必要がある。さらに、産業医による作業環境測定の結果を踏まえた適切な産業保健活動の推進が必要。

(2) リスクに基づく合理的な管理の促進

表示、MSDS、作業環境測定等により提供される危険有害性に関する情報を踏まえ、リスクアセスメントの実施による結果に応じた合理的な化学物質管理の実施を促進するとともに、一定の高いレベルでの化学物質管理を達成している事業場

2(2)「危険有害性情報の伝達に関する状況」より移動

については、さらに一層高い水準での自主的な管理が行われることを促進するため、何らかのインセンティブを与えることも検討しつつ、規制の柔軟化・性能要件化を推進すべきである。べきである。このため、次の方向で職場における化学物質管理リスクに基づく合理的な管理を推進する必要がある。

ア より簡便なリスクアセスメント手法の導入

(以下のような論点で検討を行う。)

- 化学物質管理についての専門的な人材がいない事業場においても実施可能な、簡便なリスクアセスメント手法(国際的にはコントロール・バンディングと呼ばれており、インターネットでの対話型処理やダウンロード可能な表計算ソフトなどがある)をわが国の実情に合うように開発し、導入・普及することが望ましい必要がある。
- より簡便なリスクアセスメント手法は、本来のリスクアセスメントを補完するものとして位置づけ、本来の手法を自ら実施できる事業場については引き続き本来の手法により実施することとし、専門的な人材がいないこと等により、本来の手法に対応できない事業場を対象にその導入を図る必要がある。
- 導入にあたり、中小規模事業場やサービス業の事業場等を対象に含め、研修の実施、相談窓口の設置等の支援を行うことが望ましいが必要。

イ 個人サンプラーによる作業環境測定への導入に向けた検討

- 有害物の発散が1日に数回しかなく、それ以外は無視できるほどの低濃度となる工程が行われる作業場や、有害物が発散する区域に労働者は一日数回しか立ち入らず、その外部には有害物が漏洩しない作業場などについては、現行法令に基づくA測定・B測定では過度に有害な作業場に評価され、設備についての過剰な改善等が求められるおそれがあるとの指摘がある。他方一方、これらの作業場に対し、欧米等諸外国で行われている個人サンプラーによる測定を実施し8時間加重平均濃度で評価した場合には、健康影響が生じないレベルであることが明らかとなる場合があるとの指摘がある。また、有害物の発散源に近接して行うような作業等の場合については、現行のA測定・B測定では作業環境中の濃度が過小に評価されるおそれがあるとの指摘がある。と評価されるとの指摘がある。

(以下のような論点で検討を行う。)

- 個人サンプラーによる測定について、当面は、A測定・B測定による測定では的確な評価が困難と思われる濃度を過大に評価してしまうおそれがある一部の作業を対象に、法定の作業環境測定方法として導入することについて検討すべきである。導入に当たっては、適当な場合には、事業者が合理的な判断に基づいて、一部の作業を対象に従来のA測定・B測定との選択が可能にするなどについて検討する必要があるにより、事業者の負担とならないようにする必要がある。

- なお、個人サンプラーによる測定の導入のためには、測定と評価基準方法の整備、個人サンプラーによる測定を適切に実施できる能力を有する者の養成等が必要。測定・評価基準については、基本ルールを踏まえつつも、測定実施者の合理的な判断が可能となるものとする必要がある。

ウ 局所排気装置の要件等の柔軟化

- 局所排気装置等の要件(制御風速、抑制濃度)について、第1管理区分が継続している場合、局所排気装置の要件による規制は必要なのかという指摘がある。また、局所排気装置等の屋外排気のためエネルギーを過剰に消費させている等の問題点が指摘されている。

(以下のような論点で検討を行う。)

- 局所排気装置の要件等については法令において詳細に定めてきたところであるが、作業環境測定の結果に基づき、より自主的な管理を促進するべきである。このため、例えば局所排気装置の排気を清浄化し、センサーで連続モニタリングする場合は、排気の屋内への還流を認めるなど、局所排気装置の要件等についてより柔軟な対応が可能とする必要がある。
- ただし労働者への健康リスクの大きな発がん性の化学物質については、排気の還流の対象から除外する必要がある。
- なお、局所排気装置の制御風速、抑制濃度の要件は、作業環境測定による管理が行われている限り不要ではないかとの指摘があったところであるが、これらを撤廃しても労働者の安全性が損なわれないことの根拠が必要であるとの意見を踏まえ、その撤廃については、慎重に対応する必要がある情報収集を行いつつ、引き続き検討することとする。

エ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入

- 労働安全衛生法令においては、局所排気装置等の要件の詳細が定められている。このことは、わが国の作業環境の改善をもたらしたところであるが、その反面、専門家の創意工夫による自主的な管理の機会が十分与えられてこなかったとの指摘がある。
- 労働安全衛生法令が定める有害物の工学的な発散抑制措置は、原則として密閉化か局所排気装置に限られている以外の工学的対策は認められていない。その結果、局所排気装置以外の新たな発散抑制対策については、導入しても法的な措置義務を履行したこととみなされないため、技術開発が妨げられているとの懸念指摘がある

(以下のような論点で検討を行う。)

- 労働安全衛生法令に基づく有害物質の封じ込め対策として、密閉化の他、局所排気装置とプッシュプル型換気装置以外の発散抑制方法が導入できるようにする必要がある。
- その導入に当たっては、当該発散抑制方法のうち、効果の維持のため事業

2「現状」より移動

2「現状」より移動

場における管理が難しいものについては、事業場ごとに導入を認める必要がある。この局所排気装置等以外の発散抑制方法を導入する条件としては、当該発散抑制方法により気中濃度を一定以下に抑制できることを確認するとともに、連続モニタリングの実施等により気中の有害物の濃度が継続して一定以下となることを担保できることを条件とする必要がある。さらに、その継続性を担保するため、必要に応じ常時連続モニタリングによる監視が行われていること、定期的な点検等による維持管理が行われていること、これらを実施するための管理体制が整備されていることなどが考えられる。そのためには、定期的な監査・パトロールの実施による維持改善、リアルタイムモニタリングの実施、一定の要件を満たす専門家の参画等による方法が考えられる。

オ リスク低減の取組みに応じたインセンティブの付与

一定の高いレベルでの化学物質管理を達成している事業場については、さらに一層高い水準での自主的な管理が行われることを促進するため、何らかのインセンティブを付与することについて、今後の検討が望まれる。

(3) 専門人材の育成・専門機関による管理の促進

(以下のような論点で検討を行う。)

化学物質管理の推進のためには、各事業場において化学物質管理を担う専門人材を養成するとともに、中小規模事業場、化学工業以外の事業場等が利用できる化学物質管理の管理代行機関外部専門機関の育成について検討が必要である。

(4) CO中毒、一部の屋外作業におけるばく露防止対策の検討

● 周囲に風除けを設けての溶接作業、防音シートで覆われたビル外壁工事など一部の特に有害な屋外作業については、中毒災害も発生しており、より充実したばく露防止対策が必要との指摘がある。

● 化学物質による中毒災害の多くを占めるCO中毒災害や、一部の屋外作業における中毒災害については、作業環境測定、リスクアセスメント、その結果を踏まえたばく露防止措置という通常の化学物質管理がそのまま適用しにくい面がある。

● 厨房・内燃機関におけるCO中毒の防止については、鉄鋼業におけるCOセンサーの着用による災害の防止事例等を参考にして、さらに一層推進することが必要である。

● また、一部の特に有害な屋外作業における化学物質による中毒災害についても、同様の対策の推進が必要である。鉄鋼業におけるCOセンサーの着用による災害の防止事例等を参考にして、厨房・内燃機関におけるCO中毒防止対策の一層の推進と、一部の特に有害な屋外作業における化学物質による中毒

2(4)「CO中毒、一部の特に有害な屋外作業での中毒災害の状況」より移動

災害防止対策の一層の推進が必要。